

佐賀県規則第32号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年佐賀県条例第23号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、令和8年4月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は、令和9年1月1日とする。